

令和 8 (2026) 年度  
栃木県交通安全対策会議

日 時：令和(2026)年 5 月 19 日 (火曜日)

午後 2 時 30 分から

場 所：栃木県公館 大会議室

## 令和 8 (2026) 年度栃木県交通安全対策会議議事録 (概要)

1 日時 令和 8 (2026) 年 5 月 19 日 (火) 14:30~15:05

2 場所 栃木県公館 大会議室

3 出席者

(1) 会長、委員、幹事 20名

福田会長、大日方委員代理、栗田委員代理、中村委員、中野委員、大島委員代理  
内藤委員、中村委員、杉本委員、小林委員、石田委員、横尾委員、大森委員  
糸川委員、相良委員、秋草委員、寺山委員、石井委員、長尾委員代理、吉田幹事

(2) 事務局 5名

小野寺くらし安全安心課長、鈴木主幹、古口副主幹、高岩主査、小室主任

4 会議の概要

(1) 開会

(2) 会長挨拶 福田知事

(3) 委員自己紹介

(4) 委員出席状況報告

会議委員21名中18名が出席し、会議運営規程第2条第4項の規定を満たし、会議が成立している旨を事務局から報告した。

(5) 議事 進行 福田会長

○会長 それでは、暫時、議事進行を務めて参りますので、御協力よろしくお願いたします。

議題(1)は第12次栃木県交通安全計画(案)、議題(2)は令和8(2026)年度栃木県交通安全実施計画(案)であります。

本件につきましては、皆様方御承知のとおり、各委員の機関からお寄せいただいた資料に基づきまして、事務局が調整のうえ、取りまとめたものとなります。

なお、議題(2)の実施計画は、議題(1)の計画の方針を受けて、事業の概要を具体化したもので、それぞれ密接に関連しておりますので、併せて説明を受け、説明終了後、まとめて審議したいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

はい、ありがとうございます。

異議なしというお声もいただきましたので、そのような形で進行させていただきます。

それでは、議題(1)、議題(2)について事務局の説明を願います。

○事務局 事務局を担当いたします、栃木県生活文化スポーツ部くらし安全安心課・主幹の鈴木と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

「議事(1) 第12次栃木県交通安全計画(案)」及び「議事(2) 令和8年度栃木県交通安全実施計画(案)」についてあわせてご説明いたします。

詳細の説明の前に、この2つの計画の性質、関係性等についてご説明をいたします。

まず、議事(1)の「第12次栃木県交通安全計画(案)」です。

会議資料5ページの「第12次栃木県交通安全計画～交通事故のない社会を目指して～(案)の概要」の方をご覧ください。

1に記載の「計画の基本的な考え方」の部分をご覧ください。

「栃木県交通安全計画」は、交通安全基本法に基づき、国で策定する「交通安全基本計画」に準拠して各都道府県において策定する計画となります。

本県におきましては、本日お集まりいただいている本会議において策定することとしております。

国で策定する「交通安全基本計画」は、法に基づきまして、交通安全に関する施策の大綱を定める5か年計画となっておりまして、昭和46年に第1次計画が作成され、これまで11次・55年にわたり作成されてきました。

今回、ご審議いただく「第12次栃木県交通安全計画」は、本年3月27日に国の「中央交通安全対策会議」において策定されました「第12次交通安全基本計画」に準拠した計画となります。

計画期間は令和8年度から12年度までの5か年となります。

本計画は、内閣府が作成した中間案を基に、事務局の方で素案を作成しまして、同素案について、昨年来、本日お集りの各関係機関・団体の皆様への意見照会・回答を通じて取りまとめさせていただきました。

取りまとめた結果、パブリック・コメントを経て計画(案)としたものでございます。

続いて、議事(2)の「令和8年度栃木県交通安全実施計画(案)」につきましては、この計画は単年度の計画となります。

先程ご説明した5か年計画であります「第12次栃木県交通安全計画」、こちらで掲げる各

施策について、各機関がそれぞれ所管する事業に落とし込み、本計画の具体化を図るとともに、計画理念の実現を目指すことを目的とした計画となります。

この各施策をまとめたものが、会議資料7ページ以降に記載のあります「第12次栃木県交通安全計画 担当一覧（案）」に記載の各章の「講じようとする施策」と記載の部分となります。

「交通安全計画」につきましては、前回の第11次計画から一部変更部分がございますが、基本的に大きな変更はありません。

変更内容については、後程ご説明をさせていただきます。

続いて、各計画についてご説明させていただきます。

皆様のお手元には、2つの計画（案）、こちらを配布させていただいておりますが、内容については事前に調整済みでございますので、説明は会議資料5ページの「概要版」にて、ご説明させていただきますのでご容赦願います。

また、先程申し上げましたとおり、5か年の交通安全計画の各項目を事業ベースに落とし込んだものが交通安全実施計画となります。

従いまして、大変恐縮ですが、「交通安全計画（案）」につきましては、本概要で説明させていただきます。また、「実施計画（案）」につきましては、「令和8年度 栃木県交通安全実施計画（案）」を併せてご覧になっていただきたいと思います。

それでは、「第12次栃木県交通安全計画（案）」について説明させていただきます。

概要版の資料に沿って説明させていただきます。

まず、1の「計画の基本的な考え方」につきましては、冒頭、説明させていただきました通りですので、割愛させていただきます。

続いて、2の「計画の基本理念」です。

本計画は、

- 1 交通事故のない社会を目指して
- 2 人優先の交通安全意識
- 3 少子高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

以上3点を、基本理念としております。

本計画においては、このような観点から「道路交通・鉄道交通・踏切道における交通」、それぞれにつきまして、交通社会を構成する「人」、「交通機関」、「交通環境」の三要素について、相互の関連を考慮しながら、講じるべき施策を明らかにすることとしております。

また、計画期間においては、「人手不足への対応」、「増加する外国人運転者への対応」、「先進技術導入への対応」、「高まる安全への要請と交通安全」以上4項目について、特に注視すべき事項として掲げております。

更に、横断的な重要事項として、「先進技術の積極的活用」、「救助・救急活動及び被害者等支援の充実」、「参加・協働型の交通安全活動の推進」、「運輸安全マネジメント制度の充実・強化」、「EBPM（証拠に基づく政策立案）の推進」を掲げております。

3の「計画の構成」です。

本計画は、第1章から第3章までの構成となっております。

第1章では「道路交通の安全」、第2章では「鉄道交通の安全」、第3章では「踏切道における交通の安全」それぞれについて「対策を考える上での視点」と「講ずるべき施策」について明記しております。

第1章の「道路交通の安全」についてです。

1に記載のとおり、「基本的考え方」として、「道路交通事故のない社会を目指す」としてしております。

続いて「道路交通の安全についての目標」ですが、道路交通における現状を踏まえた上で、今後5か年の目標を掲げております。

道路交通の現状としては、

1点目として、

- ・ 長期的な視野で見ますと、交通事故死者数、重傷者数は減少傾向にありますが、近年は死者数は増加傾向、重傷者数は横ばいの傾向にあること

2点目として、

- ・ 死者数の約半数は高齢者であり、高齢化社会の進展を鑑みますと高齢者対策が喫緊の課題であること

3点目として、

- ・ 増加傾向にある在留・訪日外国人や、新たなモビリティへの対応

等が挙げられます。

これらの現状を受けまして、今後5か年の目標として、

- ・ 令和12年までに24時間死者数を60人以下、重傷者数を500人以下とすること

を目標としております。

6ページをご覧ください。

第1章の3、「道路交通の安全についての対策」としまして、対策を行う上で「重視すべき視点」とそれを踏まえた上での「講じようとする施策」を掲げております。

まず、「重視すべき視点」です。

この部分が前回の第11次計画からの主な変更点となります。

変更点としましては、第11次計画の6項目から今回第12次計画で10項目となっております。

内容は第11次計画では「高齢者及び子ども」、「歩行者及び自転車」としていた項目を今回の計画ではそれぞれ高齢者、子ども、歩行者、自転車と、別個に項目立てしているほか、(5)の「外国人の交通安全対策」、(6)の「小型モビリティ対策」がそれぞれ追加となっております。

続いて、「講じようとする施策」は資料に記載のとおり、8つの柱から構成されております。

内容について、概要をご説明します。

実施計画（案）につきましては、1ページから62ページの記載となります。

1つ目の柱は『道路交通環境の整備』です。

ここでは、

- ・ 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- ・ 幹線道路における交通安全対策の推進

など、14項目、48の細目を掲げております。

これらの項目に基づき、実施計画（案）においては、安全な道路交通環境の確保に向け、生活道路から幹線道路に至るまで、道路網の整備や、交通安全施設等の整備、効果的な交通規制の推進を図ることとしています。

2つ目の柱です、『交通安全意識の高揚』です。

ここでは、

- ・ 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- ・ 効果的な交通安全教育の推進

など、5項目、17の細目を掲げております。

これらの項目に基づき、実施計画（案）におきましては、幼児、児童、高齢者等、各対象に応じた交通安全教育の推進や、各季の交通安全県民総ぐるみ運動の実施、効果的な交通安全広報の推進等を図ることとしております。

3つ目の柱は『安全運転の確保』です。

ここでは、

- ・ 運転者教育等の充実
- ・ 運転免許業務の改善

など、7項目、29の細目を掲げております。

これらの項目に基づきまして、実施計画（案）においては、運転者の能力や資質向上のため各種講習等による運転者教育の推進、企業や事業所等の安全運転管理対策の推進、交通労働災害の防止等を図ることとしております。

4つ目の柱です、『車両の安全性の確保』となります。

ここでは、

- ・ 自動運転車の安全対策・活用の推進
- ・ 自動車の検査及び点検整備の充実

など、4項目、7つの細目を掲げております。

これらの項目に基づきまして、実施計画（案）においては、自動運転の実現に向けての実証実験等の推進や、車両の保守管理、更に自転車の安全確保のために街頭指導の推進を図ることとしております。

5つ目の柱は『道路交通秩序の維持』です。

ここでは、

- ・ 交通指導取締りの強化
- ・ 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な操作の一層の推進

など、3項目、10の細目を掲げております。

これらの項目に基づきまして、実施計画（案）におきましては、交通事故抑止に資する交通指導取締り、適正かつ緻密な交通事故事件捜査、暴走族対策等を通じ、道路交通の秩序維持を図ることとしております。

6つ目の柱は『救助・救急活動の充実』です。

ここでは、

- ・ 救助・救急体制の整備
- ・ 救急医療体制の整備

など、3項目、12の細目を掲げております。

これらの項目に基づきまして、実施計画（案）では、交通事故による負傷者の救命を図

るため、消防防災ヘリやドクターヘリの効果的な運用、救急医療体制の整備等を推進することとしております。

7つ目の柱となります、『被害者等支援の充実と推進』です。

ここでは、

- ・ 自動車損害賠償保障制度に関する広報啓発等
- ・ 損害賠償の請求についての援助等

など、3項目、7の細目を掲げております。

これらの項目に基づきまして、実施計画（案）においては、交通事故相談事業の推進や被害者支援センターとちぎに対する協力等、交通事故被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

「道路交通の安全」の最後、8つ目の柱は『研究開発及び調査研究の周知及び活用等』です。

ここでは、

道路交通の安全に関する研究開発の周知及び活用

など、2項目を掲げております。

これらの項目に基づきまして、実施計画（案）においては、信号機や交通情報システムの高度化、関連データの整備、分析方法の高度化等、交通安全対策に係る調査研究の充実を図ることとしております。

以上、「重視すべき視点」の10項目を踏まえ、これら8つの柱で掲げる各施策を講じ、「道路交通の安全」の実現を図って参ります。

続きまして、第2章「鉄道交通の安全」についてご説明いたします。

第2章の1です。

基本的考え方として、「鉄道事故のない社会を目指して」としております。

鉄道につきましては、多くの県民の生活に欠くことのできない交通手段であり、一たび事故が発生すると多数の死傷者を生じるおそれのある交通手段でありますので、県民が安心して利用できるよう、より一層の安全な鉄道輸送を目指す必要がございます。

続いて2の目標です。

本計画における目標としまして、1点目として、

- ・ 列車の運転による乗客の死者数ゼロを目指す

2点目として、

- ・ 鉄道運転事故全体の死者数減少を目指す

以上、2点を目標として掲げております。

第2章の3、「鉄道交通の安全についての対策」についてです。

対策については、「2つの視点」と「6つの柱」を掲げております。

まず、「2つの視点」ですが、1点目として、

- ・ 重大な列車事故の未然防止

2点目として、

- ・ 利用者等の関係する事故の防止

となります。

この「2つの視点」を踏まえた上で「6つの柱」として掲げる各施策を展開することとしております。

内容について、概要をご説明します。

実施計画（案）では、63ページから72ページとなります。

まず1つ目の柱は『鉄道交通環境の整備』です。

ここでは、

鉄道施設等の安全性の向上

など、2項目を掲げております。

これに基づき、実施計画（案）では、鉄道施設の維持管理等の徹底を図るとともに、運転保安設備の整備、鉄道構造物の耐震性の強化等を促進し、安全対策の推進を図るため、鉄道施設の整備を行うこととしています。

2つ目の柱は『鉄道交通の安全に関する知識の普及』です。

ここでは、鉄道事故防止に向け、利用者に対する安全利用の広報啓発等を通じ、正しい知識の醸成を図ることとしており、実施計画（案）においても同項目について、事業に取り組むこととしております。

3つ目の柱は『鉄道の安全な運行の確保』です。

ここでは、

- ・ 保安監査の実施
- ・ 運転士の資質の保持

など、7項目を掲げております。

これに基づきまして、実施計画（案）では、列車事故の未然防止に向け、運転士の資質

の保持や各情報の共有・活用、気象情報等の充実を図るとともに、大規模事故発生時ににおける迅速かつ的確な対応を図ることとしております。

4つ目の柱は、『鉄道車両の安全性の確保』です。

ここでは、過去の経験や科学技術の進歩等を踏まえた鉄道車両の安全対策を講じることとする施策を掲げ、実施計画（案）におきましては、同項目について事業に取り組むこととしております。

5つ目の柱は、『救助・救急活動の充実』です。

ここでは、重大事故発生時において避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うことができるよう、訓練の充実や他機関との連携・協力体制の強化を図ることとする施策を掲げまして、実施計画（案）においても同項目について事業に取り組むこととしております。

鉄道の安全、最後の6つ目の柱は、『被害者支援の推進』です。

ここでは、被害者等への支援の確保を図るため、国土交通省に設置された「公共交通事故被害者支援室」に関する周知を図ることとする施策を掲げまして、実施計画（案）においても同項目について事業に取り組むこととしております。

以上が、第2章「鉄道交通の安全」に関する説明となります。

続いて、第3章「踏切道における交通の安全」についてご説明します。

まず、1「踏切事故のない社会を目指して」としまして、基本的考え方を掲げております。

踏切事故は、全国的に減少傾向にありますが、改良すべき踏切道はなお残されている現状であり、引き続き踏切事故防止対策を総合的かつ積極的に推進する必要があります。

これら現状を踏まえて、2の本計画における目標です。

本計画における目標としましては、

踏切道における交通の安全と円滑化を図るための措置を総合的かつ積極的に  
推進し、踏切事故の発生を防止する

としております。

続いて、第3章の3、「踏切道における交通の安全についての対策」です。

こちらでは、道路交通、鉄道交通と同様、「今後の踏切道における交通安全対策を考える視点」、こちらを踏まえまして「4つの柱」に基づく施策を講じることとしています。

内容について、概要をご説明します。

実施計画（案）では、73ページから75ページとなります。

まず1つ目の柱は、『踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進』です。

ここでは、いわゆる「開かずの踏切」対策として、立体交差化等による「抜本対策」と構造改良等による「速効対策」の両輪による総合的な対策を促進することを施策として掲げ、実施計画においても同項目について事業に取り組むこととしております。

2つ目の柱は、『踏切道の統廃合の促進』です。

ここでは、1つ目の柱での構造改良事業の実施に併せた近接踏切道等の統廃合を促進することとする施策を掲げまして、実施計画においても同項目について事業に取り組むこととしております。

3つ目の柱となります、『踏切保安設備等の整備及び交通規制の実施』です。

ここでは、踏切道の状況に応じた各種保安設備の整備のほか、必要に応じて公安委員会規制の実施を行うことにより、踏切道の安全対策を図ることとする施策を掲げ、実施計画においても同項目について事業に取り組むこととしております。

踏切道における交通安全対策、最後の4つ目の柱は、『その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置』です。

ここでは、「踏切安全通行カルテ」による事業プロセスの「見える化」の推進や、社会環境の変化を見据えた安全対策の検討、災害時の管理方法を定める取組の推進等、踏切道の安全及び円滑等を図るための措置を講じることとする施策を掲げておりまして、実施計画においても同項目について事業に取り組むこととしております。

以上が、第3章「踏切道における交通の安全」に関する説明となります。

以上、駆け足となりましたが、「第12次栃木県交通安全計画（案）」及び「令和8年度交通安全実施計画（案）」それぞれの概要となります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○会長

ただいま、事務局から

- ・第12次栃木県交通安全計画（案）
- ・令和8（2026）年度栃木県交通安全実施計画（案）

について説明がありました。

説明につきまして、御意見等ございましたら発言を願いたいと思います。

はい、内藤局長さん。

○内藤委員 ありがとうございます。

関東総合通信局長の内藤でございます。

念のため、異論は特にございません。

第12次となる栃木県様の交通安全計画及び今年度の栃木県交通安全実施計画、非常に立派にまとめられておりまして、関係の皆様、特に事務局の皆様の御尽力に敬意と感謝を申し上げます。

私共、関東総合通信局は、先程申し上げましたけれども、道路交通、それから鉄道交通関係で用いております電波に関しまして、周波数の割り当て、あるいは無線局免許の交付、違反事案の取締りなどを担当しております。

今回の5か年計画の中では、道路交通情報の充実というセクションで、当局にも役割を仰せつかっております。

実施計画、今年度の実施計画の方でも、情報収集提供体制、情報の収集提供体制の充実ということでイベント放送局の開設、あるいはコミュニティ放送の普及・促進ということで、御協力をさせていただけるのではないかと、思っております。

当局、技術系のエンジニアの多い部署でございますけれども、ぜひ地域の皆様のご要望にしっかり、丁寧に対応して参りますので、何かございましたら、遠慮なくご相談いただければと思います。

関連でもう1点だけ、恐縮ですが申し上げます。

当局では、地域の情報化の支援というのもお手伝いをさせていただいておりますけれども、その中で最近特に人口減少地域の自治体の方から、地域おこしの趣旨で自動運転について関心を寄せられる事例が増えて参りました。

完全無人の自動運転というのをレベル4と言うんですけど、その実用化にはまだまだ時間がかかりそうな情勢ではございますけれども、レベル3という、人を乗せてやる自動運転、こうしたものの実例、事例を積み重ねていくということが重要かと思っております。

地域活性化という観点から、地元で、もしそうした要望もございましたら、ぜひ御協力の程、よろしく願いいたします。

以上でございます。

どうもありがとうございました。

○会長 はい、ありがとうございます。

他に、ありませんか。

それでは、無いようでございますので、説明につきましてご了承いただけますでしょうか。

(異議なし)

○会長 はい、ありがとうございます。

それでは本(案)を原案のとおり決定いたします。

計画案表紙に記載されております(案)の削除をお願いいたします。

以上で議事を終了いたします。

円滑な議事進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

「交通事故のない安全安心な栃木」を引き続き目指し、努力をして参りますので、皆様方の更なる御協力をよろしくお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

(6) 閉会